

令和 8 年

8 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和8年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年8月12日（水） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（26名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員			
19 番	佐藤 利篤	委員				21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
		委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（3名）

18 番	三浦ひとみ	委員	20 番	阿部 香美	委員	25 番	川村 恵美	委員
------	-------	----	------	-------	----	------	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 事務局次長 齋藤理博
農地主査兼農地係長 土門純洋 主事 水島直哉
（八幡）建設産業主査 安倍誠 （平田）建設産業主査 五十嵐則子
（松山）調整主任 小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 解約について

7 議 事

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第35号 農用地利用集積計画について
議第36号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について
議第37号 地域計画の変更に係る意見の聴取について
議第38号 地籍調査事業による農用地の地目変更について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○事務局長 おはようございます。

本日の欠席委員は、18番 三浦ひとみ委員、20番 阿部香美委員、25番 川村恵美委員の3名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会の定足数に達しており、総会は成立することをご報告いたします。

はじめに、齋藤会長にごあいさつをお願いいたします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○事務局長 総会の議長は、酒田市農業委員会規程 第19条により会長が務めるとなっておりますので、齋藤会長に、開会と議事の進行をお願いいたします。

○齋藤 均 議長 令和8年8月定例総会を開会します。皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

それでは、お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○ 齋藤 均 議長 はじめに、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員は、1番 荘司 太一郎委員、2番 後藤 保喜委員の両名にお願いします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長 次に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長 報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番 農地法第3条の3届出書の受理について17件、2番 農地の現況等に係る照会に対する回答について7件、3番 解約について2件、以上26件につきまして、農地係長が報告いたします。

○事務局

(報告事項を朗読)

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、担当が説明いたします。

○事務局 議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、です。

今回の第3条の許可申請については、全ての案件で全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、農業者年金に影響はありません。

12 ページをご覧ください。

酒田 101 番、所有権移転、宮内、千代田の畑、12 筆、相生町の〇〇さんから千代田の〇〇さんへ、申請事由は、その他で、贈与、になります。

今まで使用貸借していたものを贈与するものです。

13 ページをご覧ください。

酒田 102 番、所有権移転、安田の田、1 筆、安田の〇〇さんから安田の〇〇さんへ、申請事由は、その他で、贈与になります。

譲渡人の父は水稻農家、譲受人の子は園芸農家で、経営は別です。数年後には父から経営移譲を受ける予定とのことです。譲受人の農地は全て譲渡人から使用貸借を受けており、今回贈与を受ける農地も含まれます。今回の取引の理由は、土地改良区の総代になるため、農地所有が必要とことから、1 筆だけ贈与を受けるものになります。

酒田 103 番、賃貸借、北沢の田、2 筆、北沢の〇〇さんから関の〇〇さんへ、申請事由は、その他で、10 アールあたり賃料 1 万円、10 年になります。利用集積事業満了により、3 条での賃貸契約を結ぶものです。

酒田 104 番、賃貸借、千代田の田、2 筆、山形市の〇〇さんから遊佐町の〇〇さんへ、申請事由は、その他で、10 アールあたり賃料 1 万 2 千円、10 年になります。利用集積事業満了により、3 条での賃貸契約を結ぶものです。譲受人の〇〇さんは、遊佐町で経営面積約 16 ヘクタール、認定農業者とのことです。

酒田 105 番、賃貸借、勝保関の田、2 筆、勝保関の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、申請事由は、その他で、10 アールあたり賃料 1 万円、10 年になります。利用集積事業満了により、3 条での賃貸契約を結ぶものです。

14 ページをご覧ください。

八幡 50 番、芹田の田 2 筆、芹田の〇〇さんから芹田の〇〇さん、申請事由は、その他で、10 アールあたり賃料 1 万円、10 年になります。3 月に前の耕作者との農地中間管理事業を合意解約したものを、今回 3 条で契約するものです。

説明者変わります。

平田 13 番、桜林の田 1 筆、桜林の〇〇さんから亀ヶ崎三丁目の〇〇さん、申請事由は相手方の要望で 10 アール単価 137 千円です。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員 8 番、五十嵐です。

8 月 5 日に第 5 班による農地調査委員会を行っております。議第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、3 条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認します。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、それでは質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第33号については許可することに決定します。

続きまして、議第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、農地係長より説明いたします。

○事務局 議第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、です。

15ページをご覧ください。

酒田9番、坂野辺新田字地続山の畑、山林とあるのものは畑、計32筆、登記簿面積19,340平方メートル、実測面積10,085平方メートル、坂野辺新田の〇〇さん外8名から、両羽町の〇〇さんへの貸借となります。採取量は15,300立方メートル、最大掘削深は6.5メートルです。今回は9回予定している計画の8回目になります。

別紙資料2～14ページが酒田9番の関連の資料になります。

資料2ページをご覧ください。赤い点の箇所が今回の申請地です。場所は黒森集落の北西側になります。

2ページは平面図、3ページは字切図になります。般出路につきましては、西側から農道を通り市道を利用する計画となっております。

4ページは全体計画の図面になります。

5ページから6ページが現況写真となります。

7ページはら14ページは、優良農地造成後の耕作確認書となります。栽培作物はミニトマト、ぶどう、いちご、きゅうり、柿、サツマイモ、メロン、アスパラガス、里芋、イチジク、ナスとなっています。

続きまして

議案書の16ページをご覧ください。

酒田10番です。黒森の畑2筆で、登記簿面積9,705平米のうち、12.19平方メートルが対象となります。黒森の〇〇さんから〇〇さんへの貸借となります。申請事由は営農型太陽光発電敷地、農地区分は農用地区域、許可基準は1年間の一時転用で更新となります。

別紙資料の15ページから27ページが酒田10番の資料になります。

15、16 ページは位置図、案内図、字切図です。場所は黒森集落の北西の畑になります。

17 ページは配置図です。

18、19 ページは現況写真です。

別紙資料の20ページから23ページは営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書になります。ブルーベリーの作付けです。

24～27 ページは栽培実績書です。

令和6年産が10キロ、令和7年産が40キロです。1年目に千本、2年目に追加で650本の植え付けです。ブルーベリーは3年目以降に本格的に収穫できるようで、今後収量増が見込める考えます。収穫したものは産直やパン屋に出荷とのこと。

なお、地域計画に達成に影響がないことは今年の地区協議会で確認済みです。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元農業委員の現地調査の結果を確認します。酒田9番の砂採取案件については、地元委員の確認の他、砂利対策協議会で審議を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

酒田10番の案件について、8番、五十嵐 弘樹委員より報告願います。

○8番五十嵐弘樹委員 8番 五十嵐です。

酒田10番について、8月3日に事務局と現地の調査、確認を行っております。ブルーベリーの栽培から3年が経過し、現在は約1,600本がコンテナで栽培されておりました。ブルーベリーはまだ成長段階で、今後収量の増加が見込めると思います。引き続き定期的な営農状況の確認が必要と思われますので、許可期間は1年が妥当だと思います。以上です。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第34号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第34号については許可することに決定します。

続きまして、議第 35 号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第 35 号 農用地利用集積計画については、利用権の移転 1 件の計画の申出がありました。その可否について決定しようとするものです。詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議第 35 号 農用地利用集積計画についてです。

18 ページをご覧ください。

今回の案件は、元々は円滑化団体である庄内みどり農業協同組合と現耕作者である〇〇氏と令和元年 7 月 18 日から令和 21 年 3 月 31 日までの 20 年間、円滑化事業により利用権設定したものを、後継者である〇〇さんに移転するものです。現耕作者である〇〇さんから後継者である〇〇さんへ円滑化事業に設定されていた利用権について移転するものです。〇〇さんは認定農業者であり、全部効率活用要件、農業常時従事要件等の要件についても満たしていると考えます。また、利用権移転にあたり円滑化団体である庄内みどり農業協同組合の了承を得ています。

令和 7 年度以降、農地の権利移転は農地中間管理事業または農地法第 3 条許可によるものとされており、円滑化事業により設定された利用権について経営移譲が生じた場合は、出し手、農協等の円滑化団体、受け手の契約について合意解約し、新たにやまがた農業支援センターと通しての農地中間管理事業に移行する手続きを進めていましたが、今回の案件は出し手の方と連絡がつかないため解約等の手続き等ができないため、旧円滑化事業により移転を行うものです。

なお、令和元年 5 月 24 日施行の改正農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 2 項において、施行の際、現に存する旧円滑化団体が農地売買等事業のために借り受けた農用地等に係る当該農地売買等事業については、当該農用地等の貸付けに係る契約の期間の満了までは、なお従前の例によることとしているため、農用地利用集積計画の変更により利用権の移転は可能となっています。

それでは表を読み上げます。

10 新堀 1 番、旧借受者、新堀の〇〇さん、新借受者、新堀の〇〇さん、新堀の田 9 筆、合計面積 15,662 平方メートル、契約期間、令和 8 年 8 月 18 日から令和 21 年 3 月 31 日の 13 年、賃料は字呉福が 2,500 円、字山田が 10,000 円、移転日、令和 8 年 8 月 18 日、庄内みどり農業協同組合の同意を得ています。

説明は以上となります。

○ 齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員 8 番 五十嵐です。

議第 35 号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、決定することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第 35 号 農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第 35 号については決定することにします。

続きまして、議第 36 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第 36 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細については農地係長が説明いたします。

○事務局 議第 36 号、農用地利用集積等計画策定に係る要請についてです。

20 ページをご覧ください。

特中 7 番、出し手、西野町の〇〇さん、上安田の田、2 筆、面積、5,964 平方メートル、権利の種類、所有権、公告予定日、令和 8 年 9 月 17 日、10 アール当たり単価 500,000 円、総額 1,491,000 円、受け手、刈穂の〇〇さんです。

なお、農地中間管理事業の手続きの流れとしましては、農業委員会からやまがた農業支援センターに計画策定の要請をし、やまがた農業支援センターで計画を策定後、定例総会で計画を認可し、公告する流れになります。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員 8 番 五十嵐です。

議第 36 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○ 齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○ 齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第 36 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを、要請することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第 36 号については要請することにします。

○齋藤 均 議長 続きまして、議第 37 号 地域計画の変更に係る意見の聴取についてを上程の上、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局長 地域計画の変更に係る意見聴取については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画を変更しようとするときは関係団体の意見を聴取することになっております。詳細は農地係長が説明いたします。

○事務局 議第 37 号 地域計画の変更に係る意見の聴取についてです。

22 ページをご覧ください。

今回の案件は、〇〇さんから袖浦地区の地域計画における地域内の農業を担う者への位置付けについて申し出があったことから、計画の変更を行うものです。

〇〇さんの概要は、経営面積は、茨城県で約 90 ヘクタール。酒田市では特定農作業受委託を 0.7 ヘクタール結んでいます。

〇〇さんは、茨城県で認定農業者の認定を受けているとのこと。

地域計画参加の理由は、ねぎの周年栽培を目指していますが、茨城県では夏の品質管理が難しいことから、8～11 月に酒田市で栽培したいとのこと。

酒田市での営農は、今年度から〇〇さんと特定農作業受委託を結び、ねぎの栽培をはじめました。今後は、砂丘畑での面積増を考えているそうです。

なお、6 月 23 日に開かれた袖浦地区の会議で〇〇さんを加えることについて了承されていることを申し添えます。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員 8 番 五十嵐です。

議第 37 号 地域計画の変更に係る意見の聴取については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第 37 号 地域計画の変更に係る意見の聴取について、変更同意するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第 37 号については変更同意することに決定します。

○齋藤 均 議長 続きまして、議第 38 号 地籍調査事業による農用地の地目変更についてを上程の上、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第 38 号 地籍調査事業による農用地の地目変更については、地籍調査事業を行った結果、農地から農地以外の地目へ変更するものについて、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細につきましては、農地係長から説明いたします

○事務局 議第 38 号 地籍調査事業による農用地の地目変更についてです。

28 ページをご覧ください。

地籍調査事業は、国土調査法に基づき行われるもので、現況に合わせた地目、面積等にしていくため、土地を調査・測量して、確定していくものです。今般、意見を求められているのは、平田地区の北俣区域です。30 ページに対象を示している図面がありますので、ご参照ください。ご覧のとおり、調査区域は山間地です。

それでは、議案の 29 ページ、農用地の地目異動調書集計表をご覧ください。

今回は登記地目の田から山林、原野に変わるものです。

内訳は、田から原野に変わるものが 2 筆、588 平方メートル。田から山林に変わるものが 1 筆 4,614 平方メートル。合計 3 筆、5,202 平方メートルになります。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員 8 番 五十嵐です。

議第 38 号 地籍調査事業による農用地の地目変更については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第 38 号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、変更同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、議第 38 号については変更に同意することに決定します。

その他、何か皆様からございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、令和 8 年 8 月定例総会を閉会します。

午前 10 時 10 分 閉会